

就学援助認定基準の緩和

～学校給食費の無償化を始めとする支援の対象者を拡大します～

1 目的

経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、義務教育の円滑な実施を図るため、就学援助の認定基準を緩和し、学校給食費の無償化を始め、修学旅行費や学用品費への支援の対象者を拡大します。



2 概要

- (1) 実施時期 令和5年度から
- (2) 基準

認定に必要な所得基準の算出方法を見直し、従前の生活保護基準の1.2倍としていたものを、現行の生活保護基準の1.4倍とします。

- (3) モデルケースにおける比較

世帯構成	基準の目安となる年収	
	緩和前	緩和後
父又は母・子(小4)の2人世帯	350万円	420万円
父母・子(中2)・子(小4)の4人世帯	550万円	570万円



※ 所得基準は世帯構成員の年齢や人数等によって増減します。

- (4) 支給費目（令和4年度現在）

費目	支給額	
	小学校	中学校
学校給食費	実費（245円／1食）	実費（285円／1食）
修学旅行費	25,000円	60,910円
学用品費	11,630円	22,730円
校外活動費（宿泊あり）	4,000円（限度額）	12,000円（限度額）
校外活動費（宿泊なし）	2,200円（限度額）	3,300円（限度額）
新入学児童生徒学用品費	54,060円	60,000円
卒業アルバム代	11,000円（限度額）	8,800円（限度額）
オンライン学習通信費	14,000円	14,000円
医療費	医療機関へ直接支払い（特定の疾病に限る）	

3 予算額

【拡充事業】308,500千円

（内訳）小学校分 170,500千円、中学校分 138,000千円